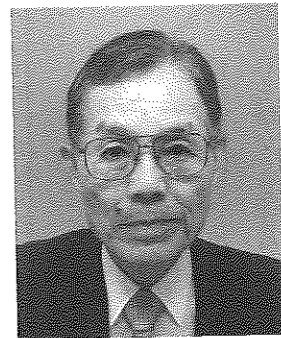


(社)日本福祉用具供給協会事務局として

全国福祉用具専門相談員協会の設立に思いをこめて

福祉用具専門相談員のレベルアップと福祉用具の更なる普及を目指している全国福祉用具専門相談員協会。その取り組みや福祉用具に関する提案などをお伝えするシリーズの第八回は、社団法人日本福祉用具供給協会事務局長の北澤琢郎先生です。全国福祉用具専門相談員協会の理事としても活躍の北澤先生に、協会設立の経緯と専門相談員にかかる期待などについて、お話しいただきました。



北澤 琢郎
(社)日本福祉用具供給協会 事務局長

はじめに

介護保険制度の創設が契機となり、福祉用具の利用者が大幅に増加しています。利用者が増えることに伴って、福祉用具に対するニーズも多様化し、より質の高いサービスの提供が求められています。そのためにも、個々の利用者に適した福祉用具が選択でき、様々な相談にも対応できる、より専門性の高い職員の育成が急務となっています。

こうした状況下で全国福祉用具専門相談員協会(以下、相談員協会)と記す)が平成十九年(二〇〇七年)七月十日に設立されました。

全国福祉用具専門相談員協会の設立と(社)日本福祉用具供給協会の相談員協会の設立の動きに当たって、事務局としては社団法人日本福祉用具供給協会(以下、供給協会)と記す)の会員に対しても設立について周知

知する必要があります。七月六日に臨時理事会を開催し、設立発起人である供給協会の山下副理事長に設立の趣旨等について説明をお願いしました。

山下副理事長は、どの事業者にとっても、福祉用具の供給事業に直接携わる相談員の質の向上は最も重要であると考えており、相談員協会は一人ひとりの相談員の質の向上を図り、相談員全体のレベル向上を目指すことが設立の趣旨であること並びに基本計画書(案)について説明されました。その後、質疑応答が行なわれましたが、相談員協会の設立については、供給協会としても設立の趣旨に賛同し、支援協力していくことで同意が得られて会議が終了し、同日付で全会員にその旨通知することができたことを思い出しています。あれから早いもので二年になります

が、短期間のうちに相談員協会は倫理綱領の策定、シンボルマークの公募、公開シンポジウムの開催等、様々な活動に取り組みされており、今後益々の発展を期待しています。

介護保険制度と相談員

平成十八年(二〇〇六年)の四月に介護保険制度が改正され、介護保険制度で福祉用具を利用する場合には、居宅サービス計画に理由を記載することが必要となり、記載にあたっては相談員からの専門的知識に基づいた助言を受けて行なわれるものとされました。更に、これまで専門性の提供が義務付けられていなかった福祉用具の販売についても、指定制度が導入され、相談員二名を配置することが条件となりました。このように制度上の仕組みとして、相談員の役割がますます明確にされ、一段と高い専門性を求められたことは大変喜ばしい

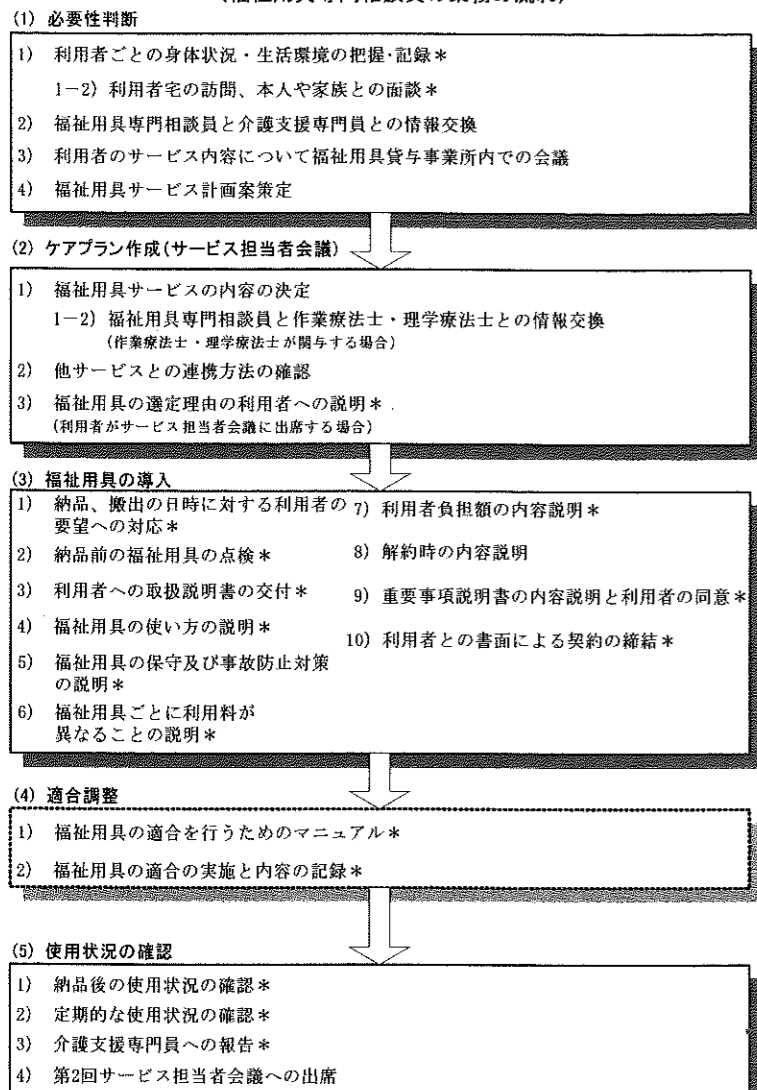
ことであり、この改正は相談員の重要性が認知されたことによるものと考えています

安全性の確保と相談員
福祉用具の利用者が増加することに伴って、事故も発生しています。このことに関連して、平成二十年(二〇〇八年)二月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議では、次の趣旨の説明が行なわれました。

・当該製品自体の安全性の確保はもとより、利用者が正しく使用できるように、福祉用具に関し、十分な知識・技術を有する者が支援を行なうことが重要である。

・相談員は、安全性の確保を目的に、利用者の正しい福祉用具の使用法に対する理解を支援するため、必要に応じて利用者実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行なうこととされている。

福祉用具サービスにおけるケアマネジメントフロー (福祉用具専門相談員の業務の流れ)



・介護支援専門員や訪問介護員等の利用者の状況を把握し得るものと相談員が福祉用具の使用状況に関する情報を共有し、福祉用具使用に際しての安全性の確保を日常的に行なうことが必要である。

さらに、各都道府県は福祉用具使用に当たっての安全性を確保するため、相談員の積極的活用について、指定介護サービス事業者や指定居宅介護支援事業者へ周知するよう要請

されています。このことも相談員の役割に大きな期待が寄せられている表れであると思います。

相談員の方向性

本年度から介護保険の福祉用具貸与の価格について、利用者に同一製品の価格幅等の情報が提供されることになり、価格競争が優先され、サービスの質が低下することが懸念されています。しかし、福祉用具供給事業が社会に必要とされるサービスとし

て存在感を高め、広く認知されるためには、どんなに厳しい状況の中でもサービスの質を維持し、更に高めていくことが、今まで以上に重要になると考えています。

相談員のサービス水準が福祉用具供給事業のサービス水準そのものであると言われています。



「全国福祉用具専門相談員協会」会員募集要項

- (1) 会員資格
 - ① A会員/福祉用具専門相談員指定講習の修了者であって、本会の目的に賛同した者。
 - ② B会員/専門の有資格者(保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、ホームヘルパー2級課程修了者)であって、本会の目的に賛同した者。
- (2) 会費: 年会費はA会員、B会員とも1万円です。なお、入会金は無料です。
- (3) 入会申し込み: 下記、連絡先にお問い合わせ下さい。

【連絡先】 全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9階

電話: 03-3443-0011 FAX: 03-3443-8800 ホームページ: <http://www.zfssk.com>